投資信託総合取引規定等の改正のお知らせ

当会においては、投資信託総合取引規定等の改正を令和6年1月1日に予定しています。 改正内容の詳細につきましては、以下の新旧対照表をご参照ください。

1 投資信託総合取引規定

改正後 改正前 第1条 (省略) (同左) 第1条 第2条(投資信託総合取引の利用) 第2条(投資信託総合取引の利用) お客様は、この規定に基づいて次の各号に お客様は、この規定に基づいて次の各号に 掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が 掲げる約款・規定にかかる取引のうち当会が 定める取引(この規定において「投資信託総 定める取引(この規定において「投資信託総 合取引」と総称します。) を利用できます。 合取引」と総称します。) を利用できます。 ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積 および特定非課税累積投資に関する約款 投資(追加)に関する約款 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規 ⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定 ⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定 第3条~第6条 (省略) 第3条~第6条 (同左) 第6条の2(指定口座の管理) 第6条の2(指定口座の管理) $1 \sim 2$ (省略) $1 \sim 2$ (同左) 3 お客様が第2項の手続を取らず、指定口座 3 お客様が前2項の手続を取らず、指定口座 が同口座の規定に基づいて解約されたことに が同口座の規定に基づいて解約されたことに よって生じた損害について、当会は責任を負 よって生じた損害について、当会は責任を負 いません。 いません。 第7条~第13条 (省略) 第7条~第13条 (同左)

2

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	
改正後	改正前
	上場株式等管理 <mark>および</mark> 非課税累積投資 に関する約款
この約款は、お客様(第2条 <u>第7項</u> に規定 する個人のお客様に限ります。)が租税特別措 置法(以下「法」といいます。)第9条の8に 定める非課税口座内の少額上場株式等にかか る配当所得の非課税および法第37条の14に定 る配当	(約款の趣旨) 約款は、お客様(第2条 <u>第11項</u> に規定 (人のお客様に限ります。)が租税特別措 (以下「法」といいます。)第9条の8に 非課税口座内の少額上場株式等にかか 所得の非課税および法第37条の14に定 (課税口座内の少額上場株式等にかかる

いいます。)の適用を受けるため、当会に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約(法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定されるものをいいます。以下同じ。)について、法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に定める要件および当会との権利義務関係を明確にするためのものです。

- 2 お客様が当会で、この約款に基づき、法第 37条の14第5項<mark>第6号</mark>に規定する「特定非課 税累積投資契約」を締結されるには、それと は別に当会との間で「投資信託累積投資規 定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規 定」に基づく契約を締結いただくことが必要 です。
- 3 (省略)

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(<u>(削除)</u>勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当会に提出するものとします。

2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の 金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、 当該非課税口座に特定累積投資勘定(この契 約に基づき、非課税口座での取引において振 替口座簿へ記載または記録がされる上場株式 等について、当該振替口座簿への記載または 記録を他の取引に関する記録と区分して行う ための勘定で、<u>法第37条の14第5項第7号の</u> 規定に基づき、2024年以後の各年(削除)に 非課税口座に設けられるものをいいます。以 下同じ。) ならびに特定非課税管理勘定(この 契約に基づき、非課税口座での取引において 振替口座簿へ記載または記録がされる上場株 式等について、当該振替口座簿への記載また は記録を他の取引に関する記録と区分して行 うための勘定で、法第37条の14第5項第8号 の規定に基づき、2024年以後の各年(削除) に非課税口座に設けられるものをいいます。 以下同じ。) が設けられている場合において、 当該特定累積投資勘定および特定非課税管理 勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内 に、当会に非課税口座を開設しようとする場 合には、当会所定の非課税口座開設届出書 に、勘定廃止通知書(法第37条の14第5項第 いいます。)の適用を受けるため、当会に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約<u>および</u>非課税累積投資契約<u>(追加)</u>(法第37条の14第5項第2号<u>および</u>第4号<u>(追加)</u>に規定されるものをいいます。以下同じ。)について、法第37条の14第5項第2号および第4号<u>(追加)</u>に定める要件および当会との権利義務関係を明確にするためのものです。

- 2 お客様が当会で、この約款に基づき、法第 37条の14第5項<u>第4号</u>に規定する「<u>非課税累</u> <u>積投資契約</u>」を締結されるには、それとは別 に当会との間で「投資信託累積投資規定」 「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」 に基づく契約を締結いただくことが必要で す。
- 3 (同左)

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

お客様が特例の適用を受けるため、当会に 非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開 設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知 書または非課税口座廃止通知書が添付された ものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、 署名押印し、当会に提出するものとします。

前項にかかわらず、お客様が、すでに他の 金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、 当該非課税口座に非課税管理勘定(この契約 に基づき、非課税口座での取引において振替 口座簿へ記載または記録がされる上場株式等 について、当該振替口座簿への記載または記 録を他の取引に関する記録と区分して行うた めの勘定で、2014年から 2023年までの各年 (累積投資勘定が設けられる年を除きます。) に非課税口座に設けられるものをいいます。 以下同じ。)または累積投資勘定(この契約に 基づき、非課税口座での取引において振替口 座簿へ記載または記録がされる上場株式等に ついて、当該振替口座簿への記載または記録 を他の取引に関する記録と区分して行うため の勘定で、2018年から2023年までの各年(非 課税管理勘定が設けられる年を除きます。) に 非課税口座に設けられるものをいいます。以 下同じ。)が設けられている場合において、当 該非課税管理勘定または累積投資勘定が設け られた日の属する勘定設定期間内に、当会に 非課税口座を開設しようとする場合には、当 会所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止 通知書(法第37条の14第5項第9号に規定す

- 9号に規定するものをいいます。以下同じ。) を添付して、当該口座を開設しようとする年 の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。
- 2の2 前項のお客様が既に当会に非課税口座 を開設されており、当該口座に特定累積投資 <u>勘定および特定非課税管理勘定</u>を設定しよう とする場合には、前項に定める期限内に、勘 定廃止通知書および当会所定の依頼書を当会 に提出してください。
- 3 前三項にかかわらず、(途中省略)提出する ものとします。ただし、当該非課税口座を廃 止した日の属する年分の特定累積投資勘定ま たは特定非課税管理勘定にすでに上場株式等 の受入れをしているときは、当該廃止した日 の属する年の10月1日以降でなければ、当該 書類を受理することができません。
- 4 (省略)
- 5 第1項の非課税口座開設届出書<mark>が提出され、</mark>当会が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。
- 6 (省略)
- 7 (削除)

非課税口座の開設ができるのは、当該口座 を開設する日の属する年の1月1日において 満 18 歳以上である居住者のお客様に限りま す。

8 当会に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当会に提出することはできません。<u>(削除)</u>

- 9 非課税口座を当会以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書(<u>削除</u>)廃止通知書が添付されたものを除きます。)を当会に提出することはできません。
- 10 (省略)

(削除)

改正前

- るものをいいます。以下同じ。)を添付して、 当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに 提出するものとします。
- 2の2 前項のお客様が既に当会に非課税口座 を開設されており、当該口座に非課税管理勘 定または累積投資勘定のみ を設定しようとす る場合には、前項に定める期限内に、勘定廃 止通知書および当会所定の依頼書を当会に提 出してください。
- 3 前三項にかかわらず、(同左)提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- 4 (同左)
- 5 第1項の非課税口座開設届出書<mark>が、提出され、</mark>当会が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。
- 6 (同左)
- 7 <u>すでに当会に非課税口座を開設しているお客様が新たに非課税管理勘定または累積投資勘定(第2項に定めるものをいいます。)を設定しようとする場合には、当会の定める一定の</u>書類を提出するものとします。

(追加)

- 8 当会に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当会に提出することはできません。ただし、当会に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021 年 4 月1日において 2017 年分の非課税管理勘定を当会に設定しているが、同日前に当会に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021 年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当会に提出される場合は、この限りではありません。
- 9 非課税口座を当会以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書(非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。)を当会に提出することはできません。
- 10 (同左)
- 11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座

- 11 2023 年 12 月 31 日においてお客様が当会に 非課税口座を開設しており、当該非課税口座 に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘 定を設定している場合には、当会は、お客様 が 2024年1月1日において、当会と法第37条 の14 第5項第1号ハに定める特定非課税累積 投資契約を締結したものとみなして、同日に 特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定 を設定します。ただし、同日において当会 に、第6条に定める非課税口座廃止届出書の 提出をしたお客様は除かれます。
- 第2条の2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

お客様が当会に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当会において非課税口座の開設をした後に、(途中省略)当会において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。)。ただし、この場合でもつみたて投資枠における「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。

第3条(<u>特定累積投資勘定</u>の設定)

お客様が特例の適用を受けるための<u>特定累積投資勘定は、2024年以後の各年において</u>設けられます。

2 当会に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることにおいて、当会の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当会に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の廃止により交付されたもので、廃止した日の廃止により交付されたもので、廃止した日の廃止により交付されたもので、廃止した日の廃止により交付されたもので、廃止した日の廃止により交付されたもので、廃止した日の廃止により交付されたもので、廃止した日の廃止により交付されたもので、廃止した日の

を開設する日の属する年の1月1日において 満18歳以上である居住者のお客様に限りま す。

- 2023 年 12 月 31 日においてお客様が当会に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当会は、お客様が2024 年 1 月 1 日において、当会と租税特別措置法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当会に、第6条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。
- 第2条の2 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

お客様が当会に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当会において非課税口座の開設をした後に、(同左)当会において速やかに特定口座への移管を行うことといたします (税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。)。(追加)

第3条(非課税管理勘定の設定)

お客様が特例の適用を受けるための<u>非課税</u> 管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知 書、非課税口座簡易開設届出書または非課税 口座開設届出書に記載の非課税管理勘定にか かる勘定設定期間内の各年においてのみ 設け られます。

2 当会に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになって、当会の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当会に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該

しているときは、当該廃止した日の属する年の 10 月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。

- 3 すでに当会に非課税口座を開設しているお 客様(当該お客様が、他の金融商品取引業者 等に開設した非課税口座にその年分の特定累 積投資勘定および特定非課税管理勘定が設け られていた場合、またはその年分の翌年分の 特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定 が設けられることになっている場合を除く が、新たに特定累積投資勘定を当会に設けよ うとする場合には、第6条に定める「非課税 口座廃止届出書」を提出して、すでに開設し ている非課税口座を廃止したうえで、あらた めて第2条第1項に定める「非課税口座開設 届出書」その他当会の定める一定の書類を当 会に提出するものとします。この場合、第2 条第1項および第4項の規定を準用します。 (削除)
- 4 特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1月1日(非課税口座開設届出書((削除) 廃 止通知書が添付されたものを除きます。)が年 の中途において提出された場合における当該 提出された日の属する年にあっては、その提 出の日)において設けられ、「廃止通知書」 が提出された場合は、税務署から当会にお客 様の非課税口座の開設または非課税口座への 特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供 があった日(特定累積投資勘定を設定しよう とする年の1月1日前に提供があった場合に は、同日)に設けられます。

第3条の2 (特定非課税管理勘定の設定)

非課税口座にかかる非課税の特例の適用を 受けるための特定非課税管理勘定は、第3条 の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(削除)

改正前

廃止した日の属する年の 10 月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。

- 3 すでに当会に非課税口座を開設しているお客様 (追加)が、新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定も当会に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当会の定める一定の書類を当会に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。ただし、第2条第8項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。
- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。)が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)に設けられます。

第3条の2 (累積投資勘定の設定)

お客様が特例の適用を受けるための<u>累積投</u> 資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書ま たは非課税口座開設届出書に記載の累積投資 勘定にかかる勘定設定期間内の各年において のみ設けられます。

- 2 前条第2項の規定は、当会に非課税口座を 開設しているお客様で、その年分の非課税管 理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取 引業者等に開設した非課税口座に設けられる ことになっている場合または設けられていた 場合において、当会の非課税口座に当該年分 の累積投資勘定を設けようとする場合に準用 します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当会に非課税 口座を開設しているお客様が、新たな勘定設 定期間にかかる累積投資勘定を当会に設けよ

うとする場合に、準用します。

4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(非課税適用確認書または廃止通知書が添付されたものを除きます。)が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第4条(非課税管理勘定<u>、</u>累積投資勘定<u>、特定</u> <u>累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>におけ る処理)

 $1 \sim 2$ (省略)

3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税 口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載 もしくは記録は、非課税口座に設けられた特 定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に おいて処理いたします。

第5条(金融商品取引業者等変更届出書の提出 および<u>特定累積投資勘定ならびに特定非課税管</u> 理勘定の廃止)

お客様が当会に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当会に金融商品取引業者等変更届出書(法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出するものとします。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更 届出書を受理した場合において、他の金融商 品取引業者等に設けようとする年分の<u>特定累</u> <u>積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が当会 にすでに設けられているときは、当該<u>特定累</u> <u>積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>は、当 該金融商品取引業者等変更届出書を受理した ときに廃止されます。
- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変

第4条(非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定 <u>(追加)</u>における処理)

1~2 (同左) (追加)

第5条(金融商品取引業者等変更届出書の提出 および<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>の廃 止)

お客様が当会に開設されている非課税口座 に設けられるべき非課税管理勘定または累積 投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当 該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日からその 年の9月 30 日までの間に、当会に金融商品取 引業者等変更届出書(法第 37 条の 14 第 13 項 に規定するものをいいます。以下同じ。)を提 出するものとします。この場合、当該非課税 管理勘定または累積投資勘定 にすでに株式投 資信託の受入れをしているときは、当該金融 商品取引業者等変更届出書を受理することが できません。

- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更 届出書を受理した場合において、他の金融商 品取引業者等に設けようとする年分の<u>非課税</u> <u>管理勘定または累積投資勘定</u>が当会にすでに 設けられているときは、当該<u>非課税管理勘定</u> または累積投資勘定</u>は、当該金融商品取引業 者等変更届出書を受理したときに廃止されま す。
- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変

更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当会に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第3条第2項(削除)の規定による場合は、この限りではありません。

4 (省略)

第6条(非課税口座廃止届出書の提出)

1~2 (省略)

3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当会はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第7条 (<u>特定累積投資勘定</u>に受け入れる株式投資信託の範囲)

当会は、お客様の非課税口座に設けられる 特定累積投資勘定には、お客様が当会と締結 した累積投資契約(当会の「投資信託累積投 資規定」、「「JAの投信つみたてサービス」取 扱規定」に基づく契約をいいます。以下同 じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資 信託(累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいま す。)のみを受け入れます。

① 第3条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12月 31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が 120万円を超えないもの。ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付の委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累

改正前

更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当会に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定<u>(追加)</u>は設けられません。ただし、第3条第2項<u>および第3条の2第2項</u>の規定による場合は、この限りではありません。

4 (同左)

第6条(非課税口座廃止届出書の提出)

 $1 \sim 2$ (同左)

3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当会はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

第7条(<u>非課税管理勘定</u>に受け入れる株式投資 信託の範囲)

当会は、お客様の非課税口座に設けられる非 課税管理勘定には、次の各号に定める株式投 資信託(当該非課税口座が開設されている当 会の営業所にかかる振替口座簿に記載もしく は記録がされ、または当該営業所に保管の委 託がされるものに限り、「(非課税口座)継続 適用届出書」の提出をしたお客様が出国をし た日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出 があった日までの間に取得をした株式投資信 託で、①、②に掲げるものを除きます。)のみ を受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第4項 の規定に基づき当該非課税管理勘定が設け られた日から同日の属する年の12月31日ま での間に受け入れた株式投資信託の取得対 価の額(イの場合、購入した株式投資信託 についてはその購入の代価の額、ロの移管 により受け入れる株式投資信託については その移管にかかる払出し時の金額をいいま す。第12条第2項において同じ。)の合計額 が120万円(②により受け入れた株式投資信 託がある場合には、当該株式投資信託の移 管にかかる払出し時の金額を控除した金

積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が 1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。

(削除)

- ② 当該特定累積投資勘定で管理されている 株式投資信託の分割または併合により取得 するもので、当該分割または併合にかかる 株式投資信託の特定累積投資勘定への受入 れを、振替口座簿に記載または記録をする 方法により行うもの。
- 2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に 受け入れる株式投資信託の取引については、 販売および解約にかかる手数料、ならびに、 取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料 はいただいておりません。
- 3 お客様が当会において、特定非課税累積投 資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れ た株式投資信託について、その株式投資信託 にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下 等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり たは平成29年内閣府告示第540号第5条に規 定する対象商品廃止等届出書が提出されたこ とで、当会の「<u>投資信託累積投資規定」</u> 「「JAの投信つみたてサービス」取扱規 定」によりお客様が取得のお申込みをするこ とができる投資信託の銘柄から除外される ととなった場合には、当該株式投資信託につ いては、当該告示第5条第1項各号に該当す ることとなる日において、非課税口座から課 税口座に払い出されます。
- 第7条の2(<u>特定非課税管理勘定</u>に受け入れる 株式投資信託の範囲)

当会は、お客様の非課税口座に設けられる

額)を超えないもの

- イ お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当会で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの
- 四 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定をいいます。)から、施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託(②に掲げるものを除きます。)
- ② 施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
- ③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

(追加)

第7条の2 (<u>累積投資勘定</u>に受け入れる株式投資信託の範囲)

当会は、お客様の非課税口座に設けられる

特定非課税管理勘定には、次の各号に定める 株式投資信託のみを受け入れます。

- ① 第3条の2に基づき特定非課税管理勘定 が設けられた日から同日の属する年の12月 31 日までの間に、当会が行う有価証券の募 集(金融商品取引法第2条第3項に規定する 有価証券の募集に該当するものに限りま す。)により取得をした株式投資信託で、そ の取得後直ちに非課税口座に受け入れられ るもので、受け入れた株式投資信託の取得 対価の額(購入した株式投資信託について はその購入の代価の額をいいます。)の合計 額が240万円を超えないもの。ただし、当該 株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に 受け入れた場合において、次に掲げる場合 に該当することとなるときを除きます。
 - イ 当該合計額および特定非課税管理勘定 基準額(特定非課税管理勘定に前年に受 け入れている株式投資信託の購入の代価 の額等をいいます。)の合計額が 1,200 万円を超える場合
- □ 当該期間内の取得対価の額の合計額、 その年において特定累積投資勘定に受け 入れている、買付の委託等により取得し た特定累積投資上場株式等の取得対価の 額の合計額および特定累積投資勘定基準 額の合計額が 1,800 万円を超える場合 (削除)

累積投資勘定には、お客様が当会と締結した 累積投資契約(当会の「投資信託累積投資規 定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱 規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。) に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託 (法第37条の14第1項第2号イおよびロに 掲げる上場株式等のうち、定期的に継続し 取得することにより個人の財産形成が促進さ れるものとして、その証券投資信託にかかる 委託者指図型投資信託約款において施行令第 25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、 内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要 件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式 といいます。) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国 をした日から「(非課税口座)帰国届出書」 提出があった日までの間に取得をした株式投 資信託で、①に掲げるものを除きます。)の みを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定 が設けられた日から同日の属する年の12月 31日までの間に受け入れた株式投資信託の 取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の 合計額が40万円(②に掲げる累積投資上場 株式等がある場合には、当該累積投資上場 株式等の取得に要した金額として施行令第 25条の13第22項で定める金額を控除した 金額)を超えないもの

② 施行令第 25 条の 13 第 23 項により読み替えて準用する同条第 10 項第 1 号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。) から当該他年

- ② 当該特定非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- 2 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに 該当するものを受け入れることができません。
 - ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
 - ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の 受益権、投資信託および投資法人に関する 法律第2条第14項に規定する投資口または 特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4条第1項に規定する委託者指図型投資信 託約款(外国投資信託である場合には、 該委託者指図型投資信託約款に類する書 類)、同法第67条第1項に規定する規約(外 国投資法人の社員の地位である場合には 当該規約に類する書類)または信託法第3 条第1号に規定する信託契約において法人 税法第61条の5第1項に規定するデリバテ ィブ取引にかかる権利に対する投資(施行 令第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目 的によるものを除きます。) として運用を行 うこととされていることその他の内閣総理 大臣が財務大臣と協議して定める事項が定 められているもの
 - ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの
 - イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められている こと
 - ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごと に行わないこととされており、かつ信託 の計算期間ごとに行うこととされている こと

(削除)

- 分特定累積投資勘定が設けられた日の属す る年の1月1日から5年を経過した日に、 同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 当該<mark>累積投資勘定</mark>で管理されている株式 投資信託の分割または併合により取得する もので、当該分割または併合にかかる株式 投資信託の<u>累積投資勘定</u>への<u>受け入れ</u>を、 振替口座簿に記載または記録をする方法に より行うもの
- 2 前項の規定に基づき、つみたてNISAに より累積投資勘定に受け入れる株式投資信託 の取引については、販売および解約にかかる 手数料、並びに取引口座の管理、維持等にか かる口座管理料はいただいておりません。

3 お客様が当会において、非課税累積投資契 約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投

資信託について、その株式投資信託にかかる 投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の 13第15項の要件を満たさなくなり、または 平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当会の「投資信託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

第8条 (譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘 定、特定累積投資勘定または特定非課税管理 勘定において振替口座簿への記載または記録 がされている(以下省略)

- 第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い) (省略)
- 2 前項にかかわらず、<u>(削除)</u>第6条第2項 <u>(削除)</u>の規定により非課税管理勘定が廃止 された場合は、当該規定に定める日に当該非 課税管理勘定は廃止されます。
- 3 <u>第1項</u>の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

①~② (省略)

第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い) (省略)

- 2 前項の規定にかかわらず、<u>(削除)</u>第6条第 2項<u>(削除)</u>の規定により累積投資勘定が廃 止された場合は、当該規定に定める日に当該 累積投資勘定は廃止されます。
- 3 第1項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

①~② (省略)

<u>第9条の3(特定累積投資勘定終了時の取扱</u>い)

この約款に基づき設定した特定累積投資勘 定は、第5条第2項または第6条第2項の規 定により特定累積投資勘定が廃止された場合 は、当該規定に定める日に終了します。

第8条 (譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定<u>または</u>累積投資 勘定<u>(追加)</u>において振替口座簿への記載ま たは記録がされている(同左)

- 第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い) (同左)
- 2 前項にかかわらず、第5条第2項もしくは 第6条第2項<u>または施行令第25条の13の2第</u> <u>3項</u>の規定により非課税管理勘定が廃止され た場合は、当該規定に定める日に当該非課税 管理勘定は廃止されます。
- 3 <u>前二項</u>の終了時点で、非課税管理勘定にか かる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合 に応じ、当該各号に定めるところにより取り 扱うものとします。

①~② (同左)

第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項も しくは第6条第2項または施行令第25条の13 の2第3項の規定により累積投資勘定が廃止 された場合は、当該規定に定める日に当該累 積投資勘定は廃止されます。
- 3 <u>前二項</u>の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

①~② (同左)

(追加)

- 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にか かる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合 に応じ、当該各号に定めるところにより取扱 うものとします。
 - ① お客様から当会に対して施行令第25条の 10の2第14項第27号に規定する書類の提 出があった場合 特定口座への移管

ただし、この場合でも特定累積投資勘定における「農林中金<パートナーズ>長期 厳選投資 おおぶね」に関しては、上記によらず、一般口座への移管となります。

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座 への移管

<u>第9条の4 (特定非課税管理勘定終了時の取扱</u>い)

この約款に基づき設定した特定非課税管理 勘定は、第5条第2項または第6条第2項の 規定により特定非課税管理勘定が廃止された 場合は、当該規定に定める日に終了します。

- 2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に かかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場 合に応じ、当該各号に定めるところにより取 扱うものとします。
 - ① お客様から当会に対して施行令第25条の 10の2第14項第27号に規定する書類の提 出があった場合 特定口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第 10 条 (累積投資勘定<u>または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定</u>を設定した場合の所在地確認)

当会は、(途中省略) 基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定<u>または特定</u>累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、(途中省略)場合を除きます。

① 当会がお客様から<u>住民票の写しその他</u>租税特別措置法施行規則第 18 条の <u>15 の 3 第 6 項</u>に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の<u>同条第 7 項</u>に規定する<u>署名用電子証明書等</u>の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類または<u>署名用電子証明書等</u>に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

(追加)

第 10 条(累積投資勘定<u>(追加)</u>を設定した場合 の所在地確認)

当会は、(同左) 基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定<u>(追加)</u>を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、(同左)場合を除きます。

① 当会がお客様から<u>(追加)</u>租税特別措置 法施行規則第 18 条の 12 第 4 項</u>に規定する 住所等確認書類の提示またはお客様の<u>施行</u> 令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特 定署名用電子証明書等の送信を受け、当該 基準経過日における氏名および住所の告知 を受けた場合 当該住所等確認書類または 特定署名用電子証明書等に記載または記録 がされた当該基準経過日における氏名およ び住所

- ② (省略)
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様 の基準経過日における氏名および住所が確認 できなかった場合(第1項ただし書の規定の 適用があるお客様を除きます。)には、当該確 認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課 税口座にかかる特定累積投資勘定ならびに特 定非課税管理勘定に株式投資信託の受入れを 行うことはできなくなります。(以下省略) (削除)
- ② (同左)
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様 の基準経過日における氏名および住所が確認 できなかった場合(第1項ただし書の規定の 適用があるお客様を除きます。)には、当該確 認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課 税口座にかかる<mark>累積投資勘定</mark>に株式投資信託 の受入れを行うことはできなくなります。(同 左)

改正前

第10条の2 (非課税管理勘定と累積投資勘定の 変更手続き)

お客様が当会に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当会に対して「非課税口座異動届出書」(施行令第25条の13の2第2項に規定されるものをいいます。以下本条において同じ。)を提出していただく必要があります。

- 2 お客様が当会に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当会が別に定める期限までに、当会に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります(ただし、当該非課税口座異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受入れが行われていた場合には、当会は当該非課税口座異動届出書を受理することができません)。
- 第 11 条 (非課税口座内の株式投資信託にかかる 配当所得および譲渡所得等の非課税等)

 $1 \sim 3$ (同左)

(追加)

第 11 条 (非課税口座内の株式投資信託にかかる 配当所得および譲渡所得等の非課税等)

 $1 \sim 3$ (省略)

- 4 お客様の非課税口座に設けられた特定累積 投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第 1項および第2項の適用については、「当該非 課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月 1日から5年を経過する日までの間」を「当該 特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の 1月1日以後の期間」と読み替えるものとしま す。
- 5 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。
- <u>6</u> 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積

(追加)

<u>4</u> 非課税管理勘定<u>および</u>累積投資勘定<u>(追</u>

投資勘定および特定非課税管理勘定 れた株式投資信託の譲渡による収入金額が (以下省略)

第 12 条 (非課税口座での取引である旨の申し出)

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた 日から同日の属する年の12月31日までの間 に、当会での募集の取扱いにより、第7条の 2 第1 項第1 号の定めに基づき取得した株式 投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入 れようとする場合には、当該取得にかかる申 込み等を行う際に、<u>また、累積投資契約によ</u> り特定非課税管理勘定に受け入れようとする 場合、または累積投資契約により第7条第1 項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定は 受け入れようとする場合は、当該累積投資契 約締結の際に、当会に対して非課税口座での 取引である旨を申し出てください。当該申し 出がない場合は、特定口座または一般口座に 受け入れます。また、特定非課税累積投資契 約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘 定に受け入れようとする場合には、第2項の 場合を除いて、特定口座および一般口座に受 け入れることはできません。なお、特定累積 投資勘定に受け入れようとする場合の累積投 資契約においては、当該各年の特定累積投資 勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月31日までの間(以下「受入期間」といいま す。) に取得することとなる株式投資信託の 購入の代価が、120万円を超えることとなる累 積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該特定非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が 240 万円を超える場合には、当該240 万円を超える部分の株式投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」(以下本条において「当該ファンド」といいます。)を除く。)において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該120 万円を超える部分の株式投資信託について

改正前

加)に受け入れた株式投資信託の譲渡による 収入金額が(同左)

第 12 条 (非課税口座での取引である旨の申し出)

お客様が非課税管理勘定が設けられた日か ら同日の属する年の12月31日までの間に、当 会での募集の取扱いにより、第7条第1号の 定めに基づき取得した株式投資信託を当該非 課税管理勘定に受け入れようとする場合に は、当該取得にかかる申込み等を行う際に、 (追加) 当会に対して非課税口座での取引で ある旨を申し出てください。当該申し出がな い場合は、特定口座または一般口座に受け入 れます。また、非課税累積投資契約に基づ き、株式投資信託を累積投資勘定に受け入れ ようとする場合には、第2項の場合を除い て、特定口座および一般口座に受け入れるこ とはできません。なお、非課税累積投資契約 においては、当該各年の累積投資勘定が設け られた日から同日の属する年の12月31日まで の間(以下「受入期間」といいます。) に取 得することとなる株式投資信託の購入の代価 が、40万円を超えることとなる累積投資契約 は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当該120万円を超える部分の株式投資信託について、(追加)非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定で受け入れようとする場合において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える場合は、当該40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

は、特定口座または一般口座に受け入れます。

- 3 前項の規定については、当会が適当と認め る所定の手続きによって非課税口座または特 定口座または一般口座に受け入れます。
- <u>4</u> お客様が (途中省略) 旨を申し出てください。

また、お客様が非課税口座で保有されている当該ファンドを譲渡される場合には、特定 累積投資勘定に保有する当該ファンドの取引 か、特定非課税管理勘定に保有する当該ファ ンドの取引かを申し出てください。

なお、お客様が当会の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れられている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。

第 13 条 (非課税口座内の株式投資信託の払出し に関する通知)

お客様が、法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、(削除)特定口座への移管にかかるものを除きます。)をした場合には、(以下省略)

第14条(非課税口座年間取引報告書の送付)

当会は、法第37条の14<u>第34項</u>および施行 令第25条の13の7の定めるところにより非 課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月 31日までに所轄税務署長に提出します。

第15条(届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当会に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当会に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

(追加)

3 お客様が(同左)旨を申し出てください。

(追加)

なお、お客様が当会の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定 (追加) に受け入れられている場合、または複数の累積投資勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡します。

第13条(非課税口座内の株式投資信託の払出し に関する通知)

お客様が、法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定<u>(追加)</u>から株式投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第7条第1号ロおよび第2号に規定する移管にかかるもの、第7条第3号または第7条の2第1項第2号によるものおよび特定口座への移管にかかるものを除きます。)をした場合には、(同左)

第14条(非課税口座年間取引報告書の送付)

当会は、法第37条の14<u>第31項</u>および施行 令第25条の13の7の定めるところにより非 課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月 31日までに所轄税務署長に提出します。

第15条(届出事項の変更)

非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口 座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書ま たは非課税口座開設届出書の提出後に、当会 に届出した氏名、住所その他の届出事項に変 更があったときには、お客様は遅滞なく非課 税口座異動届出書(施行令第25条の13の2 第1項に規定されるものをいいます。)により 当会に届け出るものとします。また、その変 更が氏名または住所にかかるものであるとき は、お客様は(追加)住民票の写し、健康保 険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証 その他一定の書類を提示し、確認を受けるも

- 2 非課税口座を開設している当会の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当会に提出するものとします。
- 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第22項第1号または第2号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。
- 4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行 令第25条の13の5の規定により、「非課税口 座開設者死亡届出書」を提出<u>するものとしま</u> す。

第16条(契約の解除)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が 発生したときは、それぞれに掲げる日に解除 され、お客様の非課税口座は廃止されるもの とします。

- ① お客様が当会に対して、第6条第1項に 規定する非課税口座廃止届出書を提出した とき 当該提出日(削除)
- ② 法第 37 条の 14 第 22 項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日)
- ③ お客様が当会に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める出国届出書を提出し たとき 出国の日 (削除)
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37 条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(削除)
- ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税 口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日<u>(削</u>除)
- ⑥ やむを得ない事由により、当会が解約を申し出たとき当会が定める日 (削除)

改正前

のとします。

- 2 非課税口座を開設している当会の本支店の変更(移管)があったときは、施行令第25条の13の2第4項の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当会に提出するものとします。
- 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第22項第1号または第2号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。
- 4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行 令第25条の13の5の規定により、「非課税口 座開設者死亡届出書」を提出していただきま

第16条(契約の解除)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が 発生したときは、それぞれに掲げる日に解除 され、お客様の非課税口座は廃止されるもの とします。

- ① お客様が当会に対して、第6条第1項に 規定する非課税口座廃止届出書を提出した とき 当該提出日。
- ② 法第 37 条の 14 第 22 項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日)
- ③ お客様が当会に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める出国届出書を提出し たとき 出国の日。
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。
- ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税 口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日。
- ⑥ やむを得ない事由により、当会が解約を 申し出たとき 当会が定める日。
- (7) お客様が 2021 年 12 月 31 日において 2017

改正後	改正前
	<u>年分の非課税管理勘定を当会に設定している</u> が、同日において当会に個人番号の告知をし
	ていないことにより、令和3年度税制改正後
	の「所得税法等の一部を改正する法律(平成 二十八年法律第十五号)」附則第 73 条第 6 項
	の規定に基づき、2022 年1月1日に「非課税 口座廃止届出書」の提出があったものとみな
hr 13 62 (/2 ± ± -T)	されたとき 2022年1月1日。
第17条(免責事項) (省略)	第 17 条 (免責事項) (同左)

3 投資信託累積投資規定

改正後 改正前 第1条(趣旨) 第1条(趣旨) この規定は、当会とお客様との間の投資信 この規定は、当会とお客様との間の投資信 託受益権(以下「投資信託」といいます。)の 累積投資に関する取決めです。当会は、この 規定に従って累積投資契約(以下「契約」と いいます。)をお客様と締結します。(削除)

2 この規定に別段の定めがないときは、「投資 信託総合取引規定」および同規定第2条各号 に定める約款・規定またはこの契約にかかる 投資信託の目論見書等の定めによるものとし ます。<u>(削除)</u>

第2条(定義)

累積投資とは、あらかじめ定められた方法 により、お客様が指定した貯金口座(以下 「指定口座」といいます。) から引き落した金 託受益権(以下「投資信託」といいます。)の 累積投資に関する取決めです。当会は、この 規定に従って累積投資契約(以下「契約」と いいます。)をお客様と締結します。

なお、当会が累積投資取引の対象とし、 る投資信託、および当会が別に定める「非課 税上場株式等管理および非課税累積投資に関 する約款」に基づき、お客様がつみたてNI SAでの取得のお申込みをする 投資信託の銘柄については、当会ホー ジ等に掲載するものとします。

ただし、「非課税上場株式等管理および非 課税累積投資に関する約款」により、お客様 がつみたてNISAでの取得のお申込みをす ることができる投資信託の銘柄については、 つみたてNISA以外の累積投資取引による 取得のお申込みや、累積投資取引によらない 取得のお申込みをすることはできません。

2 この規定に別段の定めがないときは、「投資 信託総合取引規定」および同規定第2条各号に 定める約款・規定またはこの契約にかかる投 資信託の目論見書等の定めによるものとしま す。<u>また、累積投資取引のうち、「JAの投</u> 信つみたてサービス」の申込方法等について は、「「JAの投信つみたてサービス」取扱 規定」によるものとし、つみたてNISAで のお申込みをされる場合には、「非課税上場 株式等管理および非課税累積投資に関する約 款」の規定にも従うものとします。

第2条(定義)

累積投資とは、あらかじめ定められた方法 により、お客様が指定した貯金口座(以下 「指定口座」といいます。) から引き落した金 銭<u>または</u>お客様が当会に開設された投資信託 受益権振替決済口座(以下「振替決済口座」 といいます。)に記載または記録されている投 資信託の収益分配金等の金銭を対価として同 一種類の投資信託の買付注文を継続的に行 い、取得することをいいます。なお、累積投 資のためにお客様の金銭を分別する口座を 「累積投資口座」といいます。累積投資口座 でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利 子、その他いかなる名目による対価も支払い ません。

第3条(申込方法)

 $1 \sim 2$ (省略)

3 お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当会に申し込むものとします。ただし、当会が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

なお、当会が累積投資取引の対象として定 める投資信託、および当会が別に定める「非 課税上場株式等管理、非課税累積投資および 特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本 条において「当該約款」といいます。)に基づ き、お客様が特定累積投資勘定にかかる累積 投資契約による取引(以下「つみたて投資 枠」といいます。)での取得のお申込みをする ことができる投資信託の銘柄については、当 会ホームページ等に掲載するものとします。 ただし、当該約款により、お客様がつみた て投資枠のみでの取得のお申込みをするこ ができる投資信託の銘柄については、つみた て投資枠以外の累積投資取引による取得のお 申込みや、累積投資取引によらない取得のお 申込みをすることはできません。

4 累積投資取引のうち定期定額購入取引の申込方法等については「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとします。

また、累積投資取引のうち、「JAの投信 つみたてサービス」の申込方法等について は、「「JAの投信つみたてサービス」取扱 規定」によるものとし、つみたて投資枠での お申込みをされる場合には、当該約款の規定 にも従うものとします。

第4条~第6条 (省略)

第7条(収益分配金の再投資)

 $1 \sim 2$ (省略)

3 非課税口座(租税特別措置法第37条の14第 5項第1号に定める非課税口座をいいます。) の非課税管理勘定(同条同項第2号に定める 非課税管理勘定をいいます。)で管理されてい 銭<u>または、</u>お客様が当会に開設された投資信託受益権振替決済口座(以下「振替決済口座」といいます。)に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資のために、お客様の金銭を分別する可座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価も支払いません。

第3条(申込方法)

 $1 \sim 2$ (同左)

3 お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当会に申し込むものとします。ただし、当会が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。

(追加)

4 累積投資取引のうち定期定額購入取引の申込方法等については「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」によるものとします。

(追加)

第4条~第6条 (同左) 第7条(収益分配金の再投資)

 $1 \sim 2$ (同左)

3 非課税口座(租税特別措置法第37条の14第 5項第1号に定める非課税口座をいいます。) の非課税管理勘定(同条同項第2号に定める 非課税管理勘定をいいます。)で管理されてい る投資信託の収益分配金の再投資は、<u>(削除)</u> お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。

4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付けを行います。</u>

第8条~第10条 (省略)

る投資信託の収益分配金の再投資は、非課税限度額を超えない範囲で非課税口座で買付を行います。(ただし、非課税口座において、同条同項第4号に定める累積投資勘定を当該年において設定している場合には、買付けを行うことはできません。)また、非課税限度額を超える部分は、お客様が特定口座と一般口座を保有されている場合は特定口座で、特定口座を保有されていない場合は一般口座で買付を行います。

4 非課税口座の累積投資勘定で管理されている投資信託の収益分配金の再投資は、<u>当該年において当該非課税口座に累積投資勘定を設定している場合に限り、当該累積投資勘定の非課税限度額を超えない範囲で、非課税口座での買付を行うことができます。</u>

第8条~第10条 (同左)

4 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

第1条~第2条 (省略)

第3条(申込方法)

 $1 \sim 2$ (省略)

3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1 契約に限るものとします。

ただし、「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」に関しては、特定口座と非課税口座の特定非課税管理勘定において1契約、一般口座と非課税口座の特定累積投資勘定において1契約の最大2契約に限るものとします。

第4条(振替額の引落し)

 $1 \sim 3$ (省略)

4 1指定銘柄当たりの振替額は 5,000 円以上 1,000 円単位の金額とし、同一の振替日に複数 の指定銘柄の振替額の引落しがある場合に は、その銘柄ごとに振り替えることとしま す。ただし、お客様が当会の「非課税上場株 式等管理、非課税累積投資および特定非課税 累積投資に関する約款」に基づき、つみたて 投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘 柄の購入代価(振替額から、第5条第4項所 定の手数料や消費税等を除いたものとし、所 定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とし ます。以下、本項および第5項において同 じ。) の各年ごとの合計額(つみたて投資枠で 複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全 銘柄の購入代価の各年ごとの合計額)が120万 円を超えることとなるような振替額の指定は できません。

第1条~第2条 (同左) 第3条(申込方法)

 $1 \sim 2$ (同左)

3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1 契約に限るものとします。

(追加)

第4条(振替額の引落し)

1~3 (同左)

4 1指定銘柄当たりの振替額は 5,000 円以上 1,000 円単位の金額とし、同一の振替日に複数 の指定銘柄の振替額の引落しがある場合に は、その銘柄ごとに振り替えることとしま す。ただし、お客様が当会の「非課税上場株 式等管理および非課税累積投資(追加)に関 する約款」に基づき、つみたてNISAでの 買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代 価(振替額から、第5条第4項所定の手数料 や消費税等を除いたものとし、所定の手数料 がゼロの場合は振替額と同額とします。以 下、本項および第5項において同じ。)の各年 ごとの合計額(つみたてNISAで複数銘柄 の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の購 入代価の各年ごとの合計額)が 40 万円を超え ることとなるような振替額の指定はできませ λ_{\circ}

5 年6回まで、お客様が指定する割増した振 替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付 けをすることができます。ただし、お客様が 当会の「非課税上場株式等管理、非課税累積 投資および特定非課税累積投資に関する約 款」に基づき、つみたて投資枠での買付けを する場合は、年2回までとします。また、つ みたて投資枠で買付しようとする全銘柄につ いての、割増した振替額にかかる購入代価の 各年ごとの合計額が 120 万円を超えることと なるような振替額の割増の指定はできませ

 $6 \sim 8$ (省略)

第5条(買付方法、時期および価額)

(省略)

2 当会は、(途中省略)とします。

また、お客様が当会の「非課税上場株式等 管理、非課税累積投資および特定非課税累積 投資に関する約款」に基づきつみたて投資枠 での買付けまたは成長投資枠でのつみたてに よる買付けをする場合、当年 12 月分の引落し による買付けが翌年の勘定(削除)に入るこ ととなる場合があります。

3~4 (省略)

第6条~第10条 (省略)

第 11 条(「JAの投信つみたてサービス」の解 約)

(省略)

前項に定める場合のほか、お客様が「非課 税上場株式等管理、非課税累積投資および特 定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条 において「当該約款」といいます。) の規定に 基づく本サービスのご利用について、次の各 号のいずれかに該当することとなる場合に は、各号に定める日をもって本サービスを解 約する旨をお申し出いただきます。

(途中省略)

(削除)

- ① 当該約款第 16 条第1項第1号または第2 号の規定に基づき、非課税口座が廃止され る場合 非課税口座が廃止される日前の当 会が指定する日
- ② 当該約款第 16 条 (第1項および第2項を 除く)の規定に基づき、非課税口座が廃止 される場合 非課税口座が廃止される日
- ③ お客様が当該約款第5条の規定により特 定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積 投資勘定が廃止される日前の当会が指定す

年6回まで、お客様が指定する割増した振 替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付 けをすることができます。ただし、お客様が 当会の「非課税上場株式等管理および非課税 累積投資(追加)に関する約款」に基づき、 つみたてNISAでの買付けをする場合は、 年2回までとします。また、つみたてNIS Aで買付しようとする全銘柄についての、割 増した振替額にかかる購入代価の各年ごとの 合計額が 40 万円を超えることとなるような振 替額の割増の指定はできません。

 $6 \sim 8$ (同左)

第5条(買付方法、時期および価額)

(同左)

当会は、(同左)とします。

また、お客様が当会の「非課税上場株式等 管理および非課税累積投資(追加)に関する 約款」に基づきNISAまたはつみたてNI SAでの買付けをする場合、当年 12 月分の引 落しによる買付けが翌年の勘定(非課税管理 勘定または累積投資勘定)に入ることとなる 場合があります。

3~4 (同左)

第6条~第10条 (同左)

第 11 条(「JAの投信つみたてサービス」の解 約)

(同左)

前項に定める場合のほか、お客様が「非課 税上場株式等管理および非課税累積投資(追 加)に関する約款」(以下、(追加)「当該約 款」といいます。)の規定に基づく本サービス のご利用について、次の各号のいずれかに該 当することとなる場合には、各号に定める日 をもって本サービスを解約する旨をお申し出 いただきます。

(同左)

- ① お客様が当該約款第10条の2の規定によ り、累積投資勘定から非課税管理勘定への 勘定の種類の変更を行う場合 非課税管理 勘定が新たに設定される日の10営業日前
- ② 当該約款第 16 条第1項第1号または第2 号の規定に基づき、非課税口座が廃止され る場合 非課税口座が廃止される日の 10 営 業日前
- ③ 当該約款第16条(第1項および第2項を 除く)の規定に基づき、非課税口座が廃止 される場合 非課税口座が廃止される日
- ④ お客様が当該約款第5条の規定により累 積投資勘定を廃止する場合 累積投資勘定 が廃止される日の10営業日前

る日

第12条 (その他)

(省略)

2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定(当会の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(以下、本条において「当該約款」といいます。)に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。)または指定銘柄の目論見書によるものとします。

なお、当会の<u>当該約款</u>に基づき、お客様が <u>つみたて投資枠</u>での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、<u>当該</u> <u>約款</u>のほか本規定にも従います。ただし、<u>当該</u> <u>該約款</u>に基づき、お客様が<u>つみたて投資枠の</u> <u>み</u>での取得のお申込みをすることができる投 資信託の銘柄として、当会ホームページ等に 掲載した投資信託については、<u>つみたて投資</u> <u>枠</u>以外の累積投資取引による取得のお申込み や、累積投資取引によらない取得のお申込み をすることはできません。

第12条 (その他)

(同左)

2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定(当会の「非課税上場株式等管理および非課税累積投資(追加)に関する約款」(追加)に基づき、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」を含みます。)または指定銘柄の目論見書によるものとします。

なお、当会の「非課税上場株式等管理および 非課税累積投資に関する約款」に基づき、お 客様がつみたてNISAでの取得のお申込み をすることができる投資信託の銘柄について は、当該非課税上場株式等管理および非課税 累積投資に関する約款のほか本規定にも従い ます。ただし、「非課税上場株式等管理および 非課税累積投資に関する約款」に基づき、お 客様がつみたてNISAでの取得のお申込み をすることができる投資信託の銘柄として、 当会ホームページ等に掲載した投資信託につ いては、つみたてNISA以外の累積投資取 引による取得のお申込みや、累積投資取 引による取得のお申込みをすることはできま せん。

以上

愛知県信用農業協同組合連合会